

平成24年度分 村県民税の申告の受付がはじまります

《2月16日(木)から3月15日(木)まで村県民税及び所得税確定申告の受付をします》

【申告しなければならない方】

平成24年1月1日現在、東通村に住所があり次のいずれかに該当する方

- ① 前年(平成23年1月～12月まで)収入があった方
- ② 勤務先から給与支払報告書が提出されない方
- ③ 給与収入以外の収入(営業・農業・漁業・不動産等)があった方
- ④ 年の途中で退職したことなどにより、年末調整をしていない方
- ⑤ 雑損控除や医療費控除、その他の控除を受けようとする方
- ⑥ 国民健康保険に加入している方
- ⑦ 前年所得のなかった方でも、扶養親族に該当しない方
- ⑧ 年金から源泉徴収されている方



【申告しなくてもよい方】

- ① 税務署へ所得税の確定申告をする方
- ② 勤務先で年末調整を済ませた方で、給与以外に収入がない方
- ③ 年金だけの収入で源泉徴収されていない方(収入100万円以下)

【申告に必要な書類】

- 印鑑
- 給与、年金等の源泉徴収票
- 営業・農業・漁業・不動産所得等の方は「**収支内訳書**」等
- 社会保険料(国民年金保険料)の控除証明書
- 国民健康保険税・介護保険料・生命保険・損害保険(地震・長期損害)等の支払証明書
- 障害者手帳や障害者控除対象者認定書(障害の程度を確認できるもの)、戦傷者手帳等
- 税務署から送付されている方は確定申告書等
- その他必要な資料、領収書等

注1 所得税が還付となる際には、本人名義の金融機関及び口座番号を確認します

注2 支払証明書か領収書が無いと、各種控除は受けられません

注3 障害者控除対象者認定書は役場「いきいき健康推進課」で交付しています

【申告時のお知らせ】

- 申告は大変混雑しますので、なるべく各地区の日程でお願いします
- 事業者(営業、農業、漁業、不動産等)の方は、**「収支内訳書」及び減価償却等の書類を作成して申告受付してください**
- 医療費控除を受ける方は、**「医療費の明細書」を作成してきてください**
- 住民税からの住宅ローン控除等(要申告)ができます

問い合わせ

役場 税務住民課 税政グループ
☎ 27-2111(内線 141・143)

★ インターネットで確定申告書の作成、国税の申告・納税ができます。

- ・ 確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で
「国税庁ホームページ」 <http://www.nta.go.jp> へ
- ・ 申告、納税は「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」で
「e-Taxホームページ」 <http://www.e-tax.nta.go.jp> へ

★ 「e-Tax」の操作に関する問い合わせは

「ヘルプデスク」 ☎ 0570-015901 (平日9:00～17:00) へ